

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月28日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第 9 号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の14の項及び15の項を次のように改める。

14	一般国道182号	福山市加茂町下加茂中野407番 1 先から 福山市明神町二丁目17番先まで
15	一般国道183号	広島市安佐北区可部南四丁目44番 3 先から 広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷908番 1 先まで

別表第 2 の41の項の次に次のように加える。

41の 2	県道広島海田線	広島市南区西蟹屋一丁目243番 1 先から 広島市南区南蟹屋二丁目661番12先まで
41の 3	県道広島三次線	広島市南区比治山本町1051番 2 先から 広島市南区段原大畑町125番 1 先まで

別表第 2 の69の 3 の項の次に次のように加える。

69の 4	広島市道南 1 区比治山蟹屋線	広島市南区段原大畑町125番 1 先から 広島市南区西蟹屋一丁目243番 1 先まで
69の 5	広島市道南 1 区104号線	広島市南区南蟹屋二丁目661番12先から 広島市南区東駅町624番 6 先まで

附 則

この公安委員会規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。